

証券コード：8115

2026年6月4日

株主各位

京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地

ムーンバット株式会社

代表取締役社長
執行役員 鎌田 尚

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.moonbat.co.jp>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」「2026年」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ムーンバット」又は「コード」に当社証券コード「8115（半角）」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地
ムーンバットビル 2階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 (1)第85期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2)第85期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律電子提供措置事項に記載した書面をお送りいたします。
電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎本定時株主総会の閉会后、隣接の会場において、当社の製品を展示し、役員がご説明させていただく場を設けております。お時間の許す限りご参加の程お願い申し上げます。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、人手不足を背景とした雇用・所得環境の改善が見られる一方、中東情勢の緊迫化等地政学的リスクの高まり、資源価格の高騰や円安から継続的な物価上昇による消費者マインドの下振れが懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

服飾雑貨業界におきましても、日中関係の冷え込みによるインバウンド消費の減速、円安傾向の為替相場の影響、資源価格上昇に起因する仕入コスト上昇の恒常化、物価上昇による消費者の節約志向の高まりなど、事業環境へのマイナスの影響が懸念されております。

このような経営環境の下、当社グループは2025年3月期から2027年3月期までの「中期経営計画」を策定し、成長戦略として、「専門店マーケットへの商品開発及びマーケティングの強化」、「直営店・小売事業の拡大に向けた新たな店舗戦略の展開」、「Eコマース事業の更なる拡大」、「国内外の新規販路開拓」の4つの施策を実行しております。また、その前提として、自社ブランドの育成・確立、人材投資の積極化による採算性、生産性の向上を目指し、各販路に対する最適な商品・人的配置、リスクとコストを意識したサプライチェーンの再構築と適時適切な仕入販売コントロールによる在庫の最適化、DX（デジタルトランスフォーメーション）の高度化・活用を含めた販売管理費のコントロールを推進しております。

業績につきましては、中期経営計画の着実な実行の下、当社グループにおいては、春夏物の販売は、昨年より続く猛暑を背景に、専門店・Eコマースマーケットへの商品開発、マーケティング等のアプローチ強化・高度化も奏功し、好調に推移しましたが、秋冬物の販売が、インバウンド需要の減少と中高級品市場の低迷の影響を受けたため、売上高は前連結会計年度の実績を下回りました。損益面では、引き続き、商品配置の最適化、プロパー販売の促進等に努め、為替相場が通期では前期対比円高に推移した影響もあり、海外よりの仕入コストの低減が図れたことから、売上総利益、売上総利益率ともに前連結会計年度の実績を上回りましたが広告宣伝費を含む販売関連経費及び人的資本投資に関わる人件費の増加を吸収することができず、営業利益は、前連結会計年度の実績を下回りました。

その結果、連結売上高は119億33百万円（前年同期比0.1%減）、連結営業利益は6億12百万円（前年同期比12.8%減）、連結経常利益は為替差損益の改善もあり6億75百万円（前年同期比1.5%増）となりました。また、親会社株

主に帰属する当期純利益は物流センター統合に関わる特別利益を前連結会計年度に計上した影響もあり、5億70百万円（前年同期比2.2%減）となりました。

なお、商品部門別の状況は次のとおりであります。

<身の回り品事業>

(洋傘部門)

当連結会計年度の売上高は、71億25百万円、前年同期比11.5%増収となりました。

洋傘部門につきましては、前年に引き続き猛暑が到来し、パラソルマーケットが活況を呈したことに加え、専門店・Eコマースマーケットへの商品開発、マーケティング等のアプローチの強化も奏功し、売上高は前連結会計年度を上回りました。

(洋品部門)

当連結会計年度の売上高は、21億76百万円、前年同期比16.2%減収となりました。

洋品部門につきましては、一部インポートブランドの導入・自社ブランドの販売展開に注力いたしましたが、2024年12月にインバウンドを中心に人気を博したライセンスブランドの取扱終了に伴うマイナス影響をカバーしきれず、売上高は前連結会計年度を下回りました。

(帽子部門)

当連結会計年度の売上高は、17億46百万円、前年同期比18.3%減収となりました。

帽子部門につきましては、洋品部門同様、2024年12月に終了したライセンスブランドのマイナス影響を自社ブランドの販売展開等によりカバー出来ず、売上高は前連結会計年度を下回りました。

(毛皮・宝飾品部門)

当連結会計年度の売上高は、4億3百万円、前年同期比7.9%増収となりました。

毛皮・宝飾品部門につきましては、エコファー・リフォーム等のサステナブルな提案、新規商材の開拓、百貨店外商ルートの活用及び催事展開にも注力し、売上高は前連結会計年度を上回りました。

<情報サービス事業>

当連結会計年度の売上高は、4億81百万円、前年同期比6.6%増収となりました。

情報サービス部門につきましては、業務のIT化、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進ニーズの高まりを捉え、システム開発受託・販

売、保守・メンテナンス等に引き続き注力した結果、売上高は前連結会計年度を上回りました。

事業区分別売上高

区 分	第84期 (2025年3月期)		第85期 (当連結会計年度) (2026年3月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
<身の回り品事業>						
洋 傘 部 門	6,388,136	53.5	7,125,342	59.7	737,205	11.5
洋 品 部 門	2,595,625	21.7	2,176,116	18.2	△419,509	△16.2
帽 子 部 門	2,136,617	17.9	1,746,669	14.6	△389,947	△18.3
毛皮・宝飾品部門	373,992	3.1	403,589	3.4	29,596	7.9
<情報サービス事業>						
情報サービス部門	451,998	3.8	481,815	4.0	29,816	6.6
合 計	11,946,371	100.0	11,933,532	100.0	△12,839	△0.1

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は1億73百万円でありま
す。その主なものは、基幹システムサーバーの更新等に伴う投資88百万円、
直営店舗展開に伴う造作20百万円等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、8億円の短期借入を実
施いたしました。

なお、当連結会計年度末の借入金の残高は22億23百万円となり、前連結会
計年度末に比較して1億23百万円減少いたしました。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、雇用・所得環境の改善が見込まれる一方、中東情勢の緊迫化等地政学的リスクの高まり、石油精製品価格の高騰、円安から物価上昇による消費者マインドの下振れが懸念されるなど不確実性の高まりが予想されます。

このような情勢の中、当社グループは、2024年5月14日に公表した「中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）」の最終年度となることを踏まえ、同計画に掲げている事業ポートフォリオの見直しと再構築、販売管理費の適正化を含めた事業構造改革を引き続き推進してまいります。特に、専門店マーケットへの商品開発・販売拡大、直営店・Eコマース事業を中心とした小売事業を強化し、新規商材の取扱開始・開拓、内外の新規顧客の開拓・獲得にも注力し、将来に向けた事業基盤の確立を目指します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第82期 (2023年3月期)	第83期 (2024年3月期)	第84期 (2025年3月期)	第85期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高(百万円)	9,580	10,610	11,946	11,933
経常利益(百万円)	176	488	665	675
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	140	545	583	570
純資産(百万円)	4,555	5,055	5,469	5,864
総資産(百万円)	10,330	9,876	9,934	9,938
1株当たり当期純利益(円)	29.98	119.26	129.33	126.58
1株当たり純資産額(円)	987.73	1,113.78	1,211.28	1,298.03

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ルナ株式会社	60,000千円	100.0%	毛皮・宝飾商品の企画販売
東京ファッションプランニング株式会社	48,720千円	100.0%	物流業務受託事業・デザイン企画事業
株式会社グローリー	35,200千円	100.0%	洋傘・パラソル等の製造、加工、販売
エクセレントスタッフ株式会社	26,000千円	100.0%	販売業務の業務請負等
A. F. C. ASIA LIMITED	1,000千香港\$	100.0%	貿易業
セブンスシステム株式会社	63,750千円	61.6%	システム開発・販売、保守・メンテナンス等

② その他

主要な技術提携先として、下記の各社との間に、商標使用権の取得及びデザイン複製品の製造販売に関する契約を結んでおります。

ザ・ポロ・ローレン・カンパニー・エルピー (ポロラルフローレン)

伊藤忠商事株式会社 (ランバン、フルラ)

三共生興株式会社 (ダックス)

株式会社三陽商会 (マッキントッシュ フィロソフィー)

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社6社及び在外子会社A.F.C. ASIA LIMITEDが出資している子会社1社で構成され、洋傘、洋品、毛皮、レザー、宝飾品、帽子などのアクセントファッション商品の企画、輸入、製造、仕入、販売及び情報サービス事業等を主な事業内容としております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

ムーンパット株式会社	本社(京都市)・東京本部(東京都)・東京支店(東京都)・京都支店(京都市)・福岡支店(福岡市)
ルナ株式会社	本社(東京都)
東京ファッションプランニング株式会社	本社(京都市)・東部物流センター(埼玉県上尾市)
株式会社グローリー	本社(京都府南丹市)
エクセレントスタッフ株式会社	本社(京都市)・東京支店(東京都)
A.F.C. ASIA LIMITED	本社(香港)・駐在員事務所(上海・厦門)
セブンスシステム株式会社	本社(京都市)・東京店(東京都)

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
213 (348) 名	7 (△8) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。
2. パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
127 (18) 名	4 (3) 名	41.5歳	17.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員を記載しており、当社外への出向者は含んでおりません。
2. パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
	千円
株式会社三井住友銀行	588,150
株式会社京都銀行	434,987
株式会社三菱UFJ銀行	300,000
京都中央信用金庫	300,000

2. 会社の株式に関する事項(2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,507,260株(自己株式267,459株を除く)
 (3) 株主数 2,717名
 (4) 大株主(上位11名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
八 木 通 商 株 式 会 社	1,103	24.49
ム ー ン バ ッ ト 持 株 共 栄 会	278	6.18
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	224	4.97
岡 本 緑	175	3.89
ム ー ン バ ッ ト 役 員 持 株 会	174	3.87
株 式 会 社 京 都 銀 行	170	3.77
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	160	3.56
株 式 会 社 ニ ー ド	130	2.89
フ シ ア イ ン ベ ス ト メ ン ト リ ミ テ ッ ド	104	2.31
西 井 賢 治	100	2.22
京 都 中 央 信 用 金 庫	100	2.22

(注) 持株比率は自己株式(267,459株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	中 村 卓 司	取締役会議長
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	鎌 田 尚	事業本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	山 本 聡	管理本部長 リスク管理・コンプライアンス担当 東京ファッションプランニング株式会社 代表取締役社長
取 締 役 執 行 役 員	原 田 尚 宏	事業本部 百貨店事業部長 事業本部 直営店開発事業部長 事業本部 百貨店事業部 営業統括 事業本部 百貨店事業部 東京支店長
取 締 役 執 行 役 員	鈴 木 康 史	事業本部 戦略事業部担当 事業本部 チェーンストア事業部担当 事業本部 戦略事業部長 事業本部 チェーンストア事業部長
取 締 役	中 村 恭 俊	
取 締 役 (監査等委員・常勤)	山 田 隆 二	
取 締 役 (監査等委員)	郷 田 紀 明	郷田公認会計士事務所 代表 税理士法人朝日新和会計事務所 代表社員
取 締 役 (監査等委員)	安 川 文 夫	安川文夫公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役中村恭俊氏並びに取締役(監査等委員)郷田紀明氏及び安川文夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)の山田隆二氏及び郷田紀明氏、安川文夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(監査等委員・常勤)山田隆二氏は、管理本部長、経営企画・リスク管理室長を歴任しており、当社グループにおける業務全般を熟知しております。
 - ・取締役(監査等委員)郷田紀明氏及び安川文夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山田隆二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容にかかる決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、監査等委員会に事前説明し了承を受けていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主価値と連動する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各自の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬、退職慰労金相当額と、業績連動報酬等とで構成し、監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬としての固定報酬、退職慰労金相当額としています。

ロ. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の固定報酬と退職慰労金相当額は、月例の基本報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定します。

ハ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、当社の業績向上及び持続的成長に向けて適切にインセンティブを付与するため、前事業年度の売上高、売上総利益、営業利益及び経常利益等の実績と、証券取引所にて開示した業績予想値の達成状況をはじめ、その他の前事業年度の会社業績等を判断材料とし、そこに各取締役の担当事業の業績及び各自の功績を総合的に勘案して決定します。

なお、報酬等の種類ごとの比率は、業績連動報酬等の変動により、構成比率が変動します。

ニ. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬額と退職慰労金相当額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。

当該権限が適切に行使されるよう代表取締役は原案を監査等委員会に事前説明し、了承を受けた上で決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	100 (3)	100 (3)	— (—)	— (—)	6 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	21 (10)	21 (10)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	121 (13)	121 (13)	— (—)	— (—)	9 (3)

- (注) 1. 当事業年度末現在の役員の数、取締役(監査等委員を除く。)6名(うち、社外取締役1名)、取締役(監査等委員)3名(うち、社外取締役2名)であります。
2. 取締役の金銭報酬の限度額は、2016年6月29日開催の第75回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)6名について年額230百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)3名について年額50百万円以内と決議しております。
3. 取締役会は、代表取締役鎌田尚氏に対し監査等委員を除く各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社及び各取締役の担当部門の業績を勘案し、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、当該権限が適切に行使されるよう代表取締役は原案を監査等委員会に事前説明を行い、了承を受けた上で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 中村恭俊

2025年6月26日就任以降に開催された取締役会8回のうち8回出席し、事業会社の経営に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。当事業年度においては、事業運営全般、事業構造改革の進捗検証等、適宜、必要な提言をいただきました。

② 取締役（監査等委員）郷田紀明

イ. 郷田公認会計士事務所の代表及び税理士法人朝日新和会計事務所の代表社員であります。なお、郷田公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。また、税理士法人朝日新和会計事務所は、当社の顧問税理士法人であります。

ロ. 当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席し、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のうち12回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。当事業年度においては、事業運営全般、事業構造改革の進捗検証及び役員報酬の決定について適宜、必要な提言をいただきました。

③ 取締役（監査等委員）安川文夫

イ. 安川文夫公認会計士事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席し、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のうち12回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。当事業年度においては、事業運営全般、事業構造改革の進捗検証及び役員報酬の決定について適宜、必要な提言をいただきました。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

① 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬額	26,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

② 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を行っていくことを基本といたします。

この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2024年5月14日発表の中期経営計画に基づき連結配当性向40%以上を指標とし、継続的・安定的に実施できるよう努めてまいります。

今後も、中長期的な視点に立って、新事業の開発を含めた成長が見込まれる分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

なお、当期末配当につきましては、株主総会決議事項といたします。

期末配当金につきましては、1株当たり41円（うち、普通配当31円・創立140周年記念配当10円）とする予定であります。

これにより、2025年12月に実施いたしました中間配当金（1株につき20円）とあわせて、当事業年度の年間配当金は、1株につき61円となります。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	5,843,571	I 流動負債	3,625,520
現金及び預金	1,107,773	支払手形及び買掛金	444,880
受取手形及び売掛金	1,664,744	電子記録債務	80,300
商品及び製品	2,563,659	短期借入金	2,223,137
仕掛品	2,633	リース債務	33,341
原材料及び貯蔵品	60,208	未払金	110,405
返品資産	177,969	未払費用	109,028
前渡金	47,170	未払法人税等	74,549
前払費用	103,834	未払消費税等	60,640
その他	122,577	賞与引当金	115,449
貸倒引当金	△7,000	返金負債	292,387
		その他	81,398
II 固定資産	4,095,099	II 固定負債	449,025
1. 有形固定資産	2,582,780	リース債務	91,966
建物及び構築物	748,698	退職給付に係る負債	323,903
機械装置及び運搬具	568	資産除去債務	20,281
工具器具備品	77,564	その他	12,874
土地	1,677,848		
リース資産	78,100	負債合計	4,074,546
2. 無形固定資産	344,466	(純資産の部)	
ソフトウェア	11,329	I 株主資本	5,622,746
のれん	35,336	1. 資本金	1,000,000
借地権	264,592	2. 資本剰余金	2,856,206
リース資産	31,535	3. 利益剰余金	1,921,653
その他	1,672	4. 自己株式	△155,114
3. 投資その他の資産	1,167,852	II その他の包括利益累計額	227,829
投資有価証券	428,283	1. その他有価証券評価差額金	119,177
投資不動産	345,468	2. 繰延ヘッジ損益	9,839
敷金	139,786	3. 為替換算調整勘定	68,267
繰延税金資産	140,975	4. 退職給付に係る調整累計額	30,545
その他	141,540	III 非支配株主持分	13,549
貸倒引当金	△28,201	純資産合計	5,864,125
資産合計	9,938,671	負債・純資産合計	9,938,671

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（ 2025年4月1日から
2026年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,933,532
売 上 原 価		6,642,898
売 上 総 利 益		5,290,633
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,677,827
営 業 利 益		612,806
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	14,008	
為 替 差 益	61,985	
不 動 産 賃 貸 料	42,968	
そ の 他	8,703	127,666
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,078	
不 動 産 賃 貸 原 価	20,981	
そ の 他	17,733	64,794
経 常 利 益		675,678
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		675,678
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	116,372	
法 人 税 等 調 整 額	△15,184	101,188
当 期 純 利 益		574,490
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,916
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		570,574

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	5,159,282	I 流動負債	3,632,217
現金及び預金	569,141	電子記録債務	132,349
受取手形	11,472	買掛金	393,452
売掛金	1,582,711	短期借入金	2,225,000
商品	2,495,235	1年内返済予定の長期借入金	123,137
返品資産	177,969	リース債務	23,325
前渡金	47,170	未払金	167,922
前払費用	91,689	未払費用	63,017
短期貸付金	120,396	未払法人税等	55,282
その他	70,495	未払消費税等	27,730
貸倒引当金	△7,000	賞与引当金	96,000
II 固定資産	4,463,798	返金負債	292,387
1. 有形固定資産	2,513,129	その他	32,613
建物	712,501	II 固定負債	403,115
構築物	359	リース債務	86,842
機械装置	387	退職給付引当金	280,174
車両運搬具	0	資産除去債務	20,281
工具器具備品	75,917	その他	15,818
土地	1,657,018	負債合計	4,035,332
リース資産	66,945	(純資産の部)	
2. 無形固定資産	281,030	I 株主資本	5,458,763
ソフトウェア	16,613	1. 資本金	1,000,000
借地権	232,881	2. 資本剰余金	2,854,377
リース資産	31,535	資本準備金	250,000
3. 投資その他の資産	1,669,638	その他資本剰余金	2,604,377
投資有価証券	415,021	3. 利益剰余金	1,759,500
関係会社株式	561,638	その他利益剰余金	1,759,500
投資不動産	411,076	圧縮記帳積立金	12,239
敷金	139,786	繰越利益剰余金	1,747,260
破産更生債権等	28,477	4. 自己株式	△155,114
繰延税金資産	139,851	II 評価・換算差額等	128,984
その他	1,681	その他有価証券評価差額金	119,145
貸倒引当金	△27,894	繰延ヘッジ損益	9,839
資産合計	9,623,081	純資産合計	5,587,748
		負債・純資産合計	9,623,081

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2025年4月1日から
2026年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,711,500
売 上 原 価		6,217,443
売 上 総 利 益		4,494,056
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,948,722
営 業 利 益		545,334
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	55,021	
そ の 他	102,744	157,766
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,938	
そ の 他	43,776	70,715
経 常 利 益		632,385
税 引 前 当 期 純 利 益		632,385
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	80,476	
法 人 税 等 調 整 額	△10,528	69,948
当 期 純 利 益		562,437

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

ムーンバット株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 田 賢 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 田 一 暁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ムーンバット株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ムーンバット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

ムーンバット株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 田 賢 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 田 一 暁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ムーンバット株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任

がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が国内子会社の非常勤監査役を兼務し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて監査に立ち会うとともに説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

ムーンバット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山田隆二 ㊞

監査等委員 郷田紀明 ㊞

監査等委員 安川文夫 ㊞

(注) 監査等委員郷田紀明及び監査等委員安川文夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を行っていくことを基本方針としております。

上記方針に基づき、第85期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、創立140周年記念配当を加えて、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金41円（うち、普通配当31円・創立140周年記念配当10円） 総額は184,797,660円。
なお、中間配当金として1株につき金20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき61円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）6名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	なかむら たかし 中村卓司 (1954年12月17日生) 再任	2005年6月 株式会社三井住友銀行 大阪本店営業第一部長 2007年6月 エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社 執行役員 投資第二本部 副本部長 2008年10月 大和SMB Cキャピタル株式会社 執行役員 事業投資第一部長 2010年5月 当社入社、専務執行役員 社長補佐 2010年6月 当社取締役 2010年10月 当社事業本部統括 2012年4月 当社代表取締役 社長執行役員 2015年6月 当社代表取締役 会長兼社長執行役員 2020年4月 当社事業本部長 2023年6月 当社代表取締役 会長執行役員 当社取締役会議長(現任) 2025年6月 当社取締役(現任)	96,505株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>2012年の代表取締役 社長執行役員に就任以降、当社の経営を牽引し、豊富な経験と実績を有しております。また、取締役会議長として取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に努めるとともに、当社におけるコーポレートガバナンスの向上を推進しており、経営者としての経験と高い見識が、当社グループのさらなる持続的成長に寄与すると期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
2	かま だ ひさし 鎌 田 尚 (1965年12月11日生) 再任	1988年4月 当社入社 2004年4月 当社第二事業本部 洋傘事業部長 2012年2月 当社事業本部 副本部長 2013年10月 当社事業本部 洋品事業部長 2014年10月 当社事業本部 パラソル・洋傘事業部長 2016年6月 当社執行役員 2016年10月 当社事業本部 副本部長 2017年4月 当社事業本部 事業戦略部担当 2017年6月 当社取締役 2019年4月 当社事業本部 副本部長 当社事業本部 洋品事業部長 2020年4月 当社事業本部 百貨店事業部長 当社事業本部 直営店開発事業部長 2021年4月 当社常務執行役員 当社事業本部長(現任) 2022年6月 当社副社長執行役員 2023年6月 当社代表取締役 社長執行役員(現任)	23,031株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 2004年4月より洋傘事業部長・洋品事業部長等を歴任し、当社グループにおける長年にわたる商品開発・営業販売での業務執行を通じ、豊富な経験と実績とともに優れた経営執行能力を有しております。 当社における経営判断、監督の遂行及び当社グループの統括が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
3	やま もと さとし 山 本 聡 (1963年12月11日生) 再任	2012年4月 株式会社三井住友銀行 姫路ビジネスサポートプラザ 部長 2014年4月 当社へ出向 当社管理本部 総務部ヘッド(兼) 経理部ヘッド 2015年5月 当社入社 2018年7月 当社経営企画・リスク管理室長 当社品質管理室長 2019年4月 当社執行役員 2020年6月 当社管理本部長(現任) 当社リスク管理・コンプライアンス担当(現任) 2021年4月 当社常務執行役員(現任) 2022年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 東京ファッションプランニング株式会社 代表取締役社長	16,438株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 2019年4月より当社関連会社の代表取締役社長として、物流・企画部門を統括し、また、2020年6月より管理本部長として管理部門を統括しており、豊富な知見や経験を通じ、優れた経営執行能力を有しております。 当社の管理部門を中心としたマネジメントの強化に加え、経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
4	はら だ たか ひろ 原 田 尚 宏 (1970年7月25日生) 再任	1994年4月 当社入社 2004年4月 当社第二事業本部 大阪営業1チーム1グループ リーダー 2013年2月 当社事業本部 大阪営業1チーム チーフ 2017年4月 当社事業本部 大阪営業ヘッド 付ヘッド 2018年4月 当社事業本部 大阪支店長(兼) 大阪営業ヘッド 2020年4月 当社執行役員(現任) 当社事業本部 百貨店事業部 東京支店長(現任) 2021年7月 当社事業本部 百貨店事業部 営業統括(現任) 2024年4月 当社事業本部 百貨店事業部長(現任) 当社事業本部 直営店開発事業部長(現任) 2024年6月 当社取締役(現任)	7,893株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 2018年4月より、大阪支店長、百貨店事業部東京支店長を歴任し、当社グループにおける長年にわたる営業販売での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、経営に関する見識を有しております。 今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
5	ナギキ コウジ 鈴木 康 史 (1970年2月19日生) 再任	1992年4月 当社入社 2012年2月 当社洋傘事業部 ヘッド 2013年7月 当社洋傘事業部長 2014年10月 当社事業本部 東京第2営業ヘッド 付ヘッド 2017年4月 当社事業本部 事業戦略部(現 戦略事業部)長(現任) 2020年4月 当社執行役員 2021年10月 当社事業本部 戦略事業部担当(現任) 事業本部 チェーンストア事業部担当(現任) 2024年4月 当社事業本部 チェーンストア事業部長 2024年6月 当社常務執行役員 2025年6月 当社取締役・執行役員(現任)	9,093株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 2013年7月より、洋傘事業部長・事業戦略部(現 戦略事業部)長を歴任し、当社グループにおいて長年にわたり商品開発、成長領域である専門店マーケット、EC事業での業務執行を通じ、豊富な経験と実績とともに優れた経営執行能力を有しております。 当社における経営判断、監督の遂行及び当社グループの統括が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
6	なかむら 恭 俊 (1962年5月15日生) 再任	2014年4月 株式会社三井住友銀行エリア企業部部長 2015年6月 SMMオートファイナンス株式会社 (現 マツダクレジット株式会社) 取締役常務執行役員 2020年6月 ライジングビルメンテナンス株式会社代表取締役社長 2025年6月 当社社外取締役 (現任)	308株
<p>〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉</p> <p>企業経営に関わる豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から経営に対する助言や意見、当社のガバナンスの維持・強化への貢献が期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中村恭俊氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中村恭俊氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、中村恭俊氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、同氏を改めて独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、中村恭俊氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 同氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同内容の契約を改めて締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれます。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	やまだ りゅうじ 山田 隆二 (1962年3月30日生) 再任	2004年8月 株式会社三井住友銀行 八王子法人営業部 部長 2005年10月 当社へ出向、当社経営企画室ヘッド 2006年10月 当社経営企画室長 2012年4月 当社執行役員 管理本部長 当社リスク管理・コンプライアンス担当 2013年4月 当社入社 2013年6月 当社取締役 2018年6月 当社常務執行役員 2020年6月 当社取締役(常勤監査等委員) (現任)	14,490株
<p>〈監査等委員である取締役候補者とした理由〉 当社グループにおいて豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。管理本部長として管理部門を統括した経験より、その知見や見識、経験を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			
2	やす かわ ふみ お 安川 文夫 (1948年7月10日生) 再任	1975年9月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 1999年8月 同監査法人代表社員 2011年6月 同監査法人退職 安川文夫公認会計士事務所開業 同事務所所長(現任) 2015年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役(監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 安川文夫公認会計士事務所 所長	5,990株
<p>〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉 公認会計士・税理士としての専門的見地から豊富な経験と経営に関する高い見識を有しております。また、監査経験も豊富であり、その知見や見識、経験を活かすことにより、独立した客観的立場から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	たけうちゆき 竹内由起 (戸籍上の氏名:佐藤由起) (1970年4月11日生) 新任	1997年4月 弁護士登録 彦惣法律事務所(現彦惣・竹内法律事務所)入所 2015年8月 株式会社京進取締役(監査等委員)(現任) 2026年6月 当社取締役(監査等委員)(就任予定) (重要な兼職の状況) 株式会社京進 社外取締役 監査等委員 京都弁護士会交通事故委員会 委員 近畿地方社会保険医療協議会 臨時委員 京都市情報公開・個人情報保護審査会 委員	0株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、その知見や見識・経験を活かすことにより、独立した客観的な立場から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安川文夫氏及び竹内由起氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 安川文夫氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって、監査等委員である社外取締役として10年となります。なお、安川文夫氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
4. 当社は、安川文夫氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として指定する予定であります。
- また、竹内由起氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、安川文夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 同氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同内容の契約を改めて締結する予定であります。
- また、竹内由起氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれます。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

選任後の取締役の構成及びスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及び各取締役が有する主なスキル・経験・知識は次のとおりであります。

	会社経営 事業運営	営業 商品企画	国際経験 海外ビジネス	財務 会計	法務 ガバナンス コンプライアンス リスク管理	人材開発 組織開発
中村 卓司	●		●	●	●	●
鎌田 尚	●	●	●		●	●
山本 聡	●			●	●	●
原田 尚宏	●	●			●	●
鈴木 康史	●	●	●		●	●
※2 中村 恭俊	●			●	●	●
※1 山田 隆二	●			●	●	●
※1・※2 安川 文夫	●			●	●	●
※1・※2 竹内 由起				●	●	

(注) ※1：監査等委員である取締役

※2：社外取締役

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年6月27日開催の第83回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された男澤才樹氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

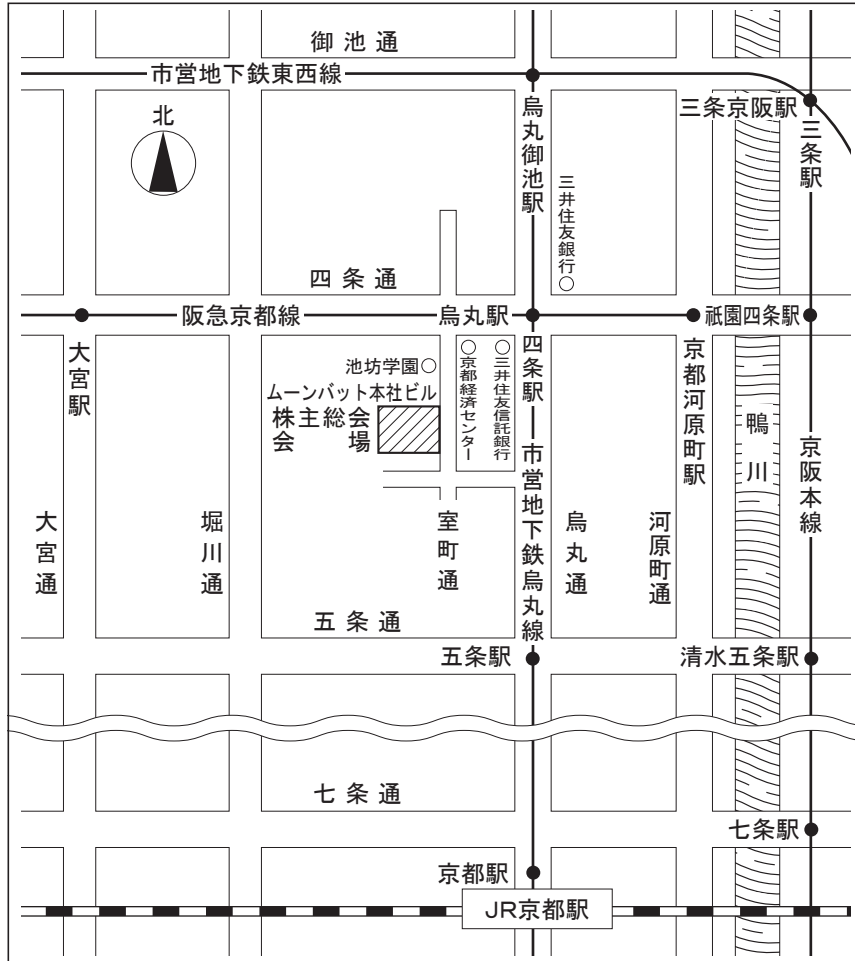
補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
おとこ 男 澤 才 樹 (1962年10月15日生)	1996年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 中山慈夫法律事務所入所 2005年4月 中山・男澤法律事務所に改称(パートナー就任) 現在に至る 2013年4月～2016年3月 最高裁判所司法研修所教官(民事弁護)	0株
<p>〈補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉 長年にわたり弁護士として培われた高度な専門的知識を、監査等委員である社外取締役に就任された場合に、当社の監査等に活かすことが期待できるため、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 男澤才樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 男澤才樹氏が、監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。男澤才樹氏が監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれます。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図



- 会 場 京都市下京区室町通四條南入鶏鉾町493番地
 ムーンバットビル 2階ホール
- 交通機関 京都市営地下鉄烏丸線「四條駅」下車
 京都市営バス「四條烏丸」下車
 阪急京都線「烏丸駅」下車

◎駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
 ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。